

令和7年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

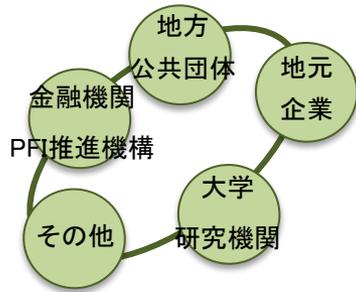
添付資料

支援①～③の募集期間は令和7年1月9日～2月28日正午。支援期間は令和7年度内を予定。

※本募集については、令和7年度予算が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。

① 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援(形成支援型)や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援(運営課題解決型)を実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程の支援を実施

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1)人口20万人未満の地方公共団体

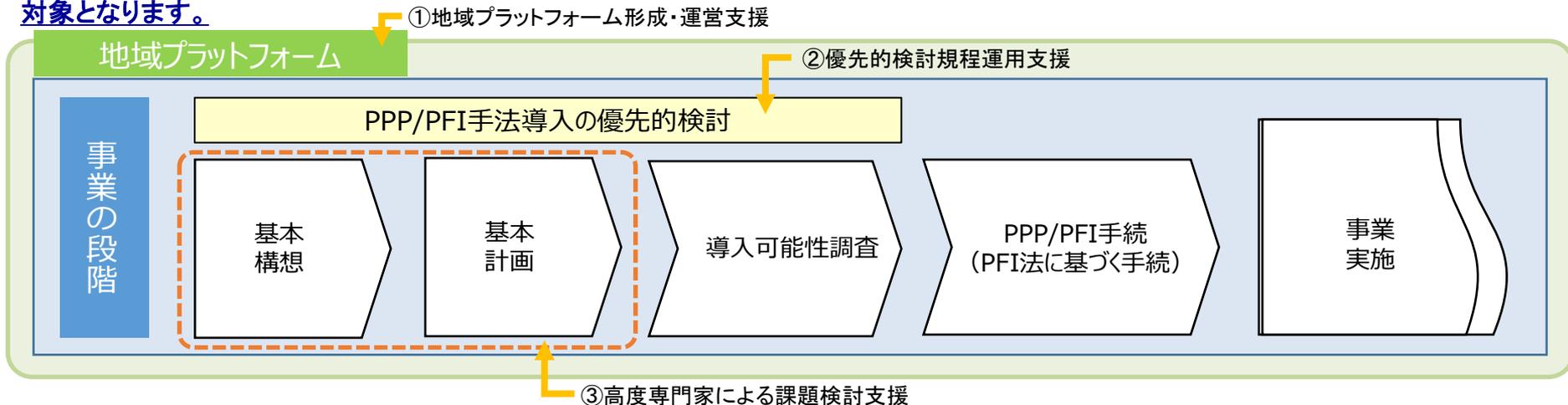
(2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。



募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施

支援内容

■支援対象

【形成支援型】

地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム

■具体的な支援事項(例)

【形成支援型】

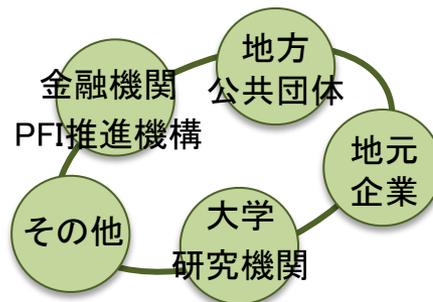
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討までを支援

- ・ 構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言 等

【運営課題解決型】

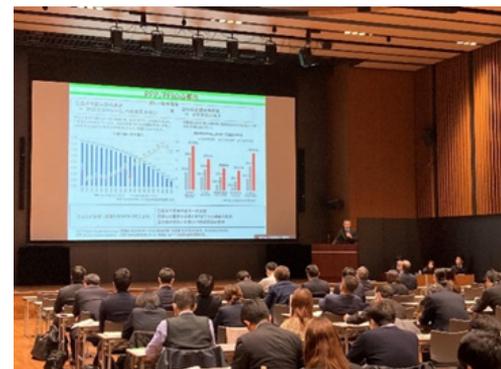
○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの運営課題の解決策の検討・実施を支援

- ・ 運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・ 解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助 等



【地域プラットフォームイメージ】

これまでの支援事例



セミナーの開催
(千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)



オープン型サウンディングの開催
(鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和7年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

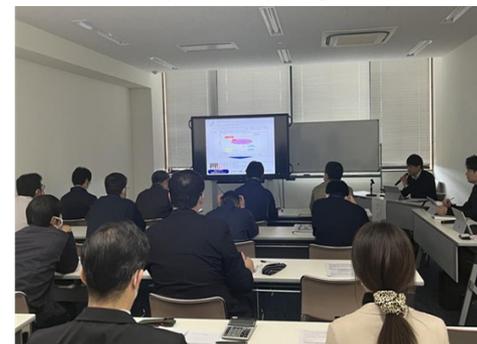
- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



庁内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

募集期間: 令和7年1月9日～2月28日正午

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■支援対象

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等(代表例)

- ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)
- ・収益型事業(収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業)
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- ・指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業
- ・ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■具体的な支援事項(例)

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始
- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



出典: 大阪中之島美術館公式HP